平成２２年（フ）第３７６号
札幌市南区藤野３条11丁目２番７号
債務者　三浦　知歩
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８１号
札幌市清田区清田２条１丁目６番18―205号
債務者　笠松　泰江
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９５号
札幌市厚別区もみじ台東５丁目１番36―410号
債務者　杉内はるみ
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０１号
札幌市白石区平和通５丁目北４番11号　グレースマンション陽功24号
債務者　前田　倫生
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０９号
札幌市白石区本郷通11丁目南１番９―102号
債務者　鹿糠　由香
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４３８号
札幌市白石区栄通９丁目５番25―507号
債務者　蒲原小麻紀
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４８１号
札幌市手稲区稲穂３条１丁目１番14―207号
債務者　南　　政義
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７号
北海道網走市南11条西３丁目１番地の35　コーポ平成203
債務者　在田　千江
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２１年（フ）第２８号
北海道網走市駒場南８丁目11番１－１号
債務者　横田　悦夫
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２２年（フ）第３６号
福島県いわき市常磐下湯長谷町シザ37番地の１
債務者　浦部　　英
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第３４号
埼玉県入間市東藤沢１丁目１番18号　あけみ荘５号
債務者　高田　秀一
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５４号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷22番地５　アメニティパレス601号
債務者　岡　　薫（旧姓花本）
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７８号
埼玉県所沢市寿町13番11―401号　寿スクエアコート
債務者　野澤　弘行
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７８号
神奈川県足柄上郡大井町金子2602番地７
債務者　小川　信親
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７９号
神奈川県足柄上郡大井町金子3001番地３
債務者　小川　寛子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５０号
新潟県新潟市中央区西堀通３番町796番地、前住所新潟県新潟市中央区姥ヶ山４丁目14番30号
債務者　齋藤　洋子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６号
岐阜県中津川市福岡613番地５　丸雄小池アパート２号棟Ｂ
債務者　城　　美香
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第２４号
岐阜県中津川市落合1356番地の198
債務者　田沢　信之
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
岐阜地方裁判所多治見支部